

渋川市後援名称の使用承認及び渋川市長賞の交付に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、渋川市の後援名称（以下「後援名称」という。）の使用承認及び渋川市長賞（以下「市長賞」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「後援名称」とは、団体が実施する事業の趣旨に賛同する意思を表示するため、当該団体に使用させる市の名称をいう。

(後援名称の使用)

第3条 市長が使用を承認する後援名称は、「渋川市」とする。

2 後援名称の使用承認を受けた団体は、当該使用承認を受けた事業に関し発行する印刷物等に、市が後援している旨の表示をし、又はその旨を放送等により公表することができる。

(市長賞の交付)

第4条 後援名称を使用させた事業において、市長が事業の主催者を通じて参加者を顕彰するために市長賞を交付することができる。

2 市長賞は、賞状によるものとし、市長が必要と認めたときは、併せて賞品を交付することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、市長賞を交付することができる。

(対象となる団体)

第5条 後援名称の使用承認及び市長賞の交付（以下「後援の承認等」という。）を受けることができる団体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 国又は他の地方公共団体

(2) 公益法人又はこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）

(3) 学校等の教育機関及びこれらの教育機関の連合会

(4) 報道機関、学術研究機関、文化団体、福祉団体又はこれらに準ずる公益的性格を有する団体

(5) 前各号に該当しない団体で、次条に規定する事業を実施し、かつ、事業遂行能力があると認められる団体

(6) その他市長が適当と認める団体

2 前項の規定にかかわらず、過去において後援の承認等を取り消されたことがある団体は、後援の承認等を受けることができない場合があるものとする。

(対象となる事業)

第6条 後援名称の使用承認を受けることができる事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市の施策の推進に寄与する事業

(2) 目的及び内容が、市の教育、芸術、文化及びスポーツの振興、市民福祉の増進等に寄与すると認められる事業で、公共性を有すること

(3) 広く市民を対象とした事業であって、原則として市内で開催されるもの。ただし、市民の参加が期待できる事業又は市を広く知らしめることが期待できる事業である場合は、この限りでない。

(4) 事業を主催する団体が参加者から入場料、参加料その他の費用を徴収する事業にあつては、徴収の額及び目的が適正かつ明確であること

(5) 事業の実施場所において、保健衛生及び災害防止に関する措置が講じられていること

2 市長賞の交付を受けることができる事業は、前項各号のいずれも該当するものであって、参加者が競い合うことにより技能の一層の向上が期待できるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、事業が次の各号のいずれかに該当するときは、後援の承認等を行わない。ただし、市長が特別に認めるものはこの限りでない。

(1) 政治団体又は宗教団体の利害に関する事業

(2) 特定の主義主張の浸透を図ることを目的とする事業

(3) 公序良俗に反し又はそのおそれのある事業

(4) 主に営利又は商業宣伝を目的とする事業

- (5) 特定の団体の宣伝又は売名を目的とする事業
- (6) 暴力行為又は迷惑行為を伴うおそれのある事業
- (7) 後援の承認等を行うことにより、市民に混乱を招くおそれのある事業又は行政運営に支障を来すおそれのある事業
- (8) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者と関係がある事業又はそのおそれのある事業
- (9) その他市長が不相当と認める事業
(申請手続)

第7条 後援の承認等を受けようとする団体は、事業を実施しようとする日の2週間前（募集を行う場合は、募集開始の2週間前）までに渋川市後援名称使用及び市長賞交付承認申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業の目的及び内容が記載された書類
- (2) 入場料、参加料その他の費用を徴収する場合にあっては、事業に係る収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、後援の承認等を受けようとする団体に対し団体の定款、寄附行為、規約、沿革その他概要が記載された書類の提出を求めることができる。
(決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、後援の承認等に係る決定通知書（様式第2号）を、不相当であると認めるときは、後援の承認等に係る不承認決定通知書（様式第3号）を当該申請をした団体に通知するものとする。

2 適当であると認められた場合において、特に必要と認めるときは、後援の承認等について条件を付することができる。
(変更)

第9条 後援の承認等を受けた団体は第7条に規定する申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに後援の承認等変更届出書（様式第4号）に

より、市長に届け出なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(取消し)

第10条 市長は、後援の承認等を受けた団体が、次の各号のいずれかに該当したときは、当該後援の承認等を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により後援の承認を受けたとき。
- (2) 法令に違反したとき。
- (3) 後援の承認等について付した条件に違反したとき。
- (4) 前条の規定による変更の届出を怠ったとき。
- (5) 団体から後援の承認等の取消しの申し出があったとき。
- (6) 第6条第1項に規定する要件を満たさなくなったとき、又は、同条第3項に規定する要件に該当すると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により後援の承認等を取り消すときは、速やかに後援の承認等決定取消通知書（様式第5号）により後援の承認を受けた団体に通知するものとする。

3 第2項の規定により後援の承認等を取り消された団体は、速やかに後援の承認等に係る決定通知書及び市長賞を市長に返還しなければならない。

4 市長は、第1項及び第2項に規定する後援の承認等の取消しにより、団体に損害が生じた場合においても、その責めを負わない。

(経費負担)

第11条 市長は、後援の承認等を行う場合においては、原則として当該事業に係る経費を負担しない。

(実施報告)

第12条 後援の承認等を受けた団体は、当該事業の終了後、速やかに事業実施報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 第7条第1項第2号に規定する収支予算書を提出した団体は、事業に係る収支決算書を前項に規定する実施報告書に添付しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

この要綱は、令和3年1月6日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。